

令和8年度「島ものづくり研究活動支援」 資金計画書

※2.研究計画との整合性がとれるように、使途を記載してください。

※他の資金もご使用の場合は、全体の中で当財団の助成金はどう使われるのかを明示してください。

※行は適宜追加していただいて結構です。

	項 目	金 額
材 料 消 耗 品 費		
	小 計	
謝 金		
	小 計	
旅 費 交 通 費		
	小 計	
合 計		

以 上

【参 考】

- (1) 消耗品費・・・設備品費に該当しない物品（書籍を含む）に要する経費
- (2) 謝 金 ……研究協力等の作業対価としての謝金を計上出来ます。
- (3) 旅 費 ……公共交通機関の利用を原則とし、以下の条件のもと支給することが出来ます。
 - ①生徒に関する旅費・・・生徒の「自宅または在籍校」と「研究活動実施場所」の間を移動する旅費については、原則として生徒の負担としますが、学校長の判断により旅費の一部または全部を計上することが出来ます。
 - ②取組実施中に要する旅費・・・取組実施中の交通費については、取組遂行上必要かつ適切であると学校長が判断したものを計上することが出来ます。 ※取組実施中に実施場所間の移動が必要な場合の交通費
- (4) 留意事項
 - ①ITシステム・実験設備・機器等については、各校所有分の資産の使用が望まれるため、原則として購入費用計上の対象としないこと。また、既存の資産を活用する際、改良を要する場合も最小限とすること。
 - ②生徒または学校がプログラムで使用するPCの購入については、原則として認められません。

※事業申請に関するお問い合わせは、島財団事務局まで。 TEL：073-488-6300

E-mail：info@shimazaidan.or.jp